

# びわこリハビリテーション専門職大学学則

## 第 1 章 総 則

(目的)

第 1 条 びわこリハビリテーション専門職大学（以下「本学」という。）は、リハビリテーションに関する実践的かつ応用的な能力を展開するための教育研究により、高い倫理観と豊かな人間性、実践の理論に裏付けられた専門的な知識と技術を身に付けた有能な人材を養成することで、地域共生社会の実現に貢献することを目的とする。

(自己点検及び自己評価)

第 2 条 本学は、教育・研究の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、教育・研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行うものとする。

2 前項の点検及び評価に必要な細部については、別に定める。

## 第 2 章 構 成

(学部及び学科)

第 3 条 本学に次の学部及び学科を置く。

リハビリテーション学部 理学療法学科  
作業療法学科

(学部及び学科の教育研究上の目的)

第 4 条 リハビリテーション学部の目的は、次の 2 点となる。

- (1) 高い倫理観と豊かな人間性、理論に裏付けられた専門的な知識と技術を身に付け、子どもから高齢者までの地域住民を対象に、適切なリハビリテーションを提供できる人材を養成する。
- (2) 地域共生社会の実現に向け、理学療法士・作業療法士として保健・福祉・スポーツ・就労等の分野において、多職種と連携・協力のもと、地域住民及び地域が抱える課題を発見し、解決することのできる創造性豊かな人材を養成する。

2 理学療法学科の目的は、次の 2 点となる。

- (1) 理学療法士として、子どもから高齢者までの地域住民を対象に、住み慣れた地域で生活を維持するために、多職種と協働し、科学的な根拠に基づく最適な理学療法を実践できる人材を養成する。
- (2) 理学療法士の専門性を活かし、地域住民の健康寿命延伸と QOL 維持・向上のために、身体活動に関わる生活の側面から、多職種との連携を通じて地域が抱える課題を発見し解決することで、健康・スポーツ・福祉の分野において地域共生社会の実現に向けて支援できる人材を養成する。

3 作業療法学科の目的は、次の 2 点となる。

- (1) 子どもから高齢者までの多様な年齢層の地域住民を対象として、健康で幸福な生活の獲得に向け、意味のある生活行為とそれを行うために必要な心身の活動に対して環境面に働きかけながら作業を手段あるいは目的として利用できる人材を養成する。
- (2) 地域住民が抱える暮らしの中での課題を発見し、多職種や産業界と連携しながら新たな支援や支援体制の構築ができることによって社会適応力の向上を促し、地域共生社会の

実現に向けて保健・福祉・就労等の面から貢献できる人材を養成する。

(事務局)

第5条 本学に事務部を置く。

2 事務組織及び事務分掌に関する規程は、別に定める。

### 第3章 学生定員及び修業年限

(学生定員)

第6条 入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

	入学定員	収容定員
リハビリテーション学部 理学療法学科	80名	320名
作業療法学科	40名	160名

(修業年限及び在学期間)

第7条 修業年限は4年とする。

2 学生は、休学の期間を除き8年を超えて在学することができない。

### 第4章 学年・学期及び休業日

(学年)

第8条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

(学期)

第9条 学期を分けて次の2期とする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

(授業日数)

第10条 年間の授業日数は定期試験等の期間を含め、原則として35週とする。

(休業日)

第11条 休業日は次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 開学記念日 5月1日

(4) 春期休業 3月14日から3月31日まで

(5) 夏期休業 8月10日から9月20日まで

(6) 冬期休業 12月27日から1月7日まで

2 前項の規定にかかわらず、学長は、臨時に休業日を設け、又は休業日を変更することができる。

## 第 5 章 教育課程及び履修方法等

### (授業科目の区分)

第 12 条 授業科目を分けて、基礎科目、職業専門科目、展開科目及び総合科目とする。

2 授業科目の種類、単位数、開講年次及び必修、選択科目、自由科目の別等は、別表 1 のとおりとする。

### (単位の計算方法)

第 13 条 各授業科目の単位数は、1 単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

(1) 講義については、15～30 時間の授業をもって 1 単位とする。

(2) 演習については、15～30 時間の授業をもって 1 単位とする。

(3) 実験、実習及び実技等については、30～45 時間をもって 1 単位とする。

(4) 1 の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち、2 以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前各号に規定する基準を考慮して教授会の定める時間の授業をもって 1 単位とする。

(5) 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、単位数を定めることができる。

### (他の大学等における授業科目の履修等)

第 14 条 教授会が教育上有益と認めるときは、他の大学若しくは短期大学又は外国の大学若しくは外国の短期大学との協議に基づき、学生に当該大学の授業を履修させることができる。

2 前項の規定により履修した授業科目について修得した単位は、60 単位を超えない範囲で本学における卒業に必要な単位として認めることができる。

### (大学以外の教育施設等における学修)

第 15 条 教授会が教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項により与えることができる単位数は、前条第 2 項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて 60 単位を超えてはならない。

### (入学前の既修得単位等の認定)

第 16 条 教授会が教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生制度により修得した単位を含む。）を本学において修得したものとして認定することができる。

2 教授会が教育上有益と認めるときは、学生が本学の入学前に行った前条第 1 項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

3 学生が本学に入学する前に専門性が求められる職業に係る実務の経験を通じ、当該職業を担うための実践的な能力（本学において修得させることとしているものに限る。）を修得している場合において、教育上有益と認めるときは、文部科学大臣が別に定めるところにより、本学における授業科目の履修とみなし、30 単位を超えない範囲で単位を与えることができる。

4 前 3 項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、再入学の場合を除き、第 14 条第 1 項及び前条第 1 項の規定により本学において修得したものとみなす単位数と合わせ

て 60 単位を超えてはならない。

5 本学に入学した者の既修得単位の認定等に関する事項は、別に定める。

(単位の授与)

第 17 条 授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を与える。

(追試験)

第 18 条 病気その他本学が認めたやむをえない事由のため、定期試験に欠席した者は、追試験によって単位の修得の認定を受けることができる。

(再試験)

第 19 条 試験の成績が不合格のため、単位の修得認定を受けることができない授業科目については、再試験を行うことがある。

(成績の評価)

第 20 条 授業科目の成績の評価は、A、B、C、D をもって表し、A、B、C を合格とし D を不合格とする。

2 前項の評価は、100 点をもって満点とし、A(80 点以上)、B(70 点以上 80 点未満)、C(60 点以上 70 点未満)、D(60 点未満)とする。

3 第 1 項の規定にかかわらず、他大学等において修得した単位を認定する場合は、N(認定)とする。

4 授与又は認定した単位の取消しは、これを認めない。

(委任)

第 21 条 この章に規定するものの他、教育課程及び履修方法等に関し必要な事項は、別に定める。

## 第 6 章 卒業の要件及び学位

(卒業の要件)

第 22 条 休学期間を除き、本学に 4 年以上在学し、次表の単位数を修得した者には教授会の議を経て学長が卒業を認定する。

学 部	学 科	各科目合計で修得すべき単位数
リハビリテーション学部	理学療法学科 (2020 年度入学生) 作業療法学科 (2020 年度入学生)	131 単位以上 130 単位以上

2 卒業に必要な単位の修得に関する詳細は、別表 1 に定める。

(学士)

第 23 条 学長は、卒業を認定した者に対して、学士の学位を授与する。

2 学士の学位は、次の区分によるものとし、学位の授与等に関する規定は、びわこリハビリテーション専門職大学学位規程に定める。

リハビリテーション学部 理学療法学士（専門職）、作業療法学士（専門職）

## 第 7 章 入学・休学及び退学

(入学の時期)

第 24 条 入学の時期は学年の始めとする。

(入学の資格)

第 25 条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者を含む。）
- (3) 外国において、学校教育における 12 年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣が指定した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程（修業年限が 3 年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成 17 年文部科学省令第一号）により、文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者
- (8) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、18 歳に達した者

(入学の出願)

第 26 条 本学に入学を志願する者は、本学所定の書類に入学検定料を添えて提出しなければならない。

2 前項の書類の提出時期、方法及び提出すべき書類等については別に定める。

(入学者の選考)

第 27 条 前条の規定により入学を志願した者については、別に定めるところにより、選考を行う。

(入学手続及び許可)

第 28 条 前条の規定による選考に合格した者は、所定の期日までに本学所定の書類を提出すると共に、別に定める納付金を納付しなければならない。

2 学長は、前項の規定による手続を完了した者に入学を許可する。

(再入学)

第 29 条 第 30 条（退学）の規定により、退学を許可された者で再入学を志願する者があるときは、

別に定めるところにより選考の上、教授会の議を経て、学長は相当年次に入学を許可することができる。

(退学)

第 30 条 退学しようとする者は、学長の許可を受けなければならない。

(休学)

第 31 条 疾病その他やむを得ない事情により 2 ヶ月以上就学することができない者は、学長の許可を得て休学することができる。

2 学長は疾病のため就学することが適当でない認められる者については、休学を命ずることができる。

(休学の期間)

第 32 条 休学の期間は、1 年を超えることができない。ただし、特別の事由がある場合は、引き続きさらに 1 年まで延長することができる。

2 休学期間は、通算して 3 年を超えることができない。

3 休学期間は、第 7 条第 2 項の在学期間に算入しない。

(復学)

第 33 条 休学の期間が満了したとき又はその期間中に当該休学の事由が消滅したときは、学長の許可を得て復学するものとする。

(除籍)

第 34 条 次の各号の一に該当する者は、教授会の議を経て、学長が除籍する。

(1) 第 7 条第 2 項の規定による在学年限を超えた者

(2) 休学の期間が満了し、復学を願い出ない者

(3) 第 32 条第 2 項の規定する休学の期間を超えた者

(4) 授業料その他学費の納付を怠り、所定の期日までに授業料等の学納金を納入しない者

(5) 死亡又は行方不明の届出のあった者

## 第 8 章 学 費

(学費)

第 35 条 入学検定料、入学金、授業料、実験実習費、施設設備費の金額、納入方法及び納入期日については、別表 2 に定める。

2 休学した学生については、休学した日時の属する学期の授業料及び実験実習費を納入しなければならない。ただし、休学期間が当該期間全域にわたる場合はその期の授業料及び実習実験費は免除する。納入期の単位は、前期と後期の 2 期とし、月割り等の計算はしない。

3 復学した学生については、復学した日時の属する学期の授業料及び実験実習費を納入しなければならない。納入期の単位は、前期と後期の 2 期とし、月割り等の計算はしない。

4 退学し、又は除籍されたとき、若しくは退学の処分を受けた学生については、退学又は除籍した日時の属する学期の授業料及び実験実習費を納入しなければならない。納入期の単位は、前期と後期の 2 期とし、月割り等の計算はしない。

(納付金の返還)

第 36 条 既に納付した入学検定料、学費及びその他の納付金は返還しない。ただし、年初に年間学費を納付し、後期全域にわたる休学が認められた場合又は前期中に退学した場合若しくは除籍となった場合は、その限りでない。

(学費の未納)

第 37 条 授業料その他の納付を怠った者は、別に定めるところにより定期試験等の受験を停止し、又は除籍することがある。

## 第 9 章 職員組織

(職員)

第 38 条 本学に教授、准教授、講師、助教、助手並びに事務職員及びその他の職員を置く。

(役職)

- 2 本学に学長、学部長を置く。
- 3 学長は必要に応じて副学長及び第 1 項のほか必要な職員を置くことができる。

## 第 10 章 教授会、運営会議

(教授会)

第 39 条 本学に教授会を置き、教授及び准教授をもって組織する。

- 2 前項にかかわらず、学長が必要と認めた場合は、その他必要な職員を加えることができる。
- 3 学部長は、教授会を招集し、その議長となる。学部長に事故ある時は、学部長が予め指名した者がこれに代わるものとする。
- 4 教授会の審議事項及び開催等に関する規則は、別に定める。

(運営会議)

第 40 条 本学に運営会議を置き、全学的な教学の方針、企画及び執行等の教学運営を司る。

- 2 運営会議の審議事項及び開催等に関する規則は、別に定める。

## 第 11 章 教育課程連携協議会

(教育課程連携協議会)

第 41 条 本学に、産業界及び地域社会との連携により、教育課程を編成し、及び円滑かつ効果的に実施するため、教育課程連携協議会を置く。

- 2 教育課程連携協議会に関する事項は別に定める。

## 第 12 章 科目等履修生、聴講生及び外国人学生

(科目等履修生、聴講生)

第 42 条 本学の又一又は複数の授業科目の履修を志願するものについては、授業及び研究に支障をきたさない限りにおいて、選考の上、聴講生又は科目等履修生としてこれを許可することがある。

- 2 科目等履修生及び聴講生に関して必要な事項は、別に定める。

(外国人学生)

第 43 条 外国人で入学を志願する者については、選考の上、入学を許可することがある。

2 外国人学生に関して必要な事項は、別に定める。

## 第 13 章 賞 罰

(表彰)

第 44 条 品行方正、かつ、学術優秀な者又は学生として模範的行為があった者については、学長は、教授会の議を経て、これを表彰することができる。

(罰則)

第 45 条 本学の規則に反し、又は学生としての本分に反した者については、学長は、教授会の議を経て、懲戒することができる。

(1) 学業成績不良で成業の見込がないと認められた者

(2) 性行不良で改善の見込がないと認められた者

(3) 正当な理由なくして出席が常でない者

(4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

2 懲戒の種類は、譴責、戒告、停学及び退学とする。

3 前項の停学期間は、在学年限に算入する。

4 学生の主催する学内団体で本学の精神にもとるもの及び、著しく学内の秩序を乱したものに対しては、解散、その他必要措置を命ずることができる。

## 第 14 章 公開講座

(公開講座)

第 46 条 地域住民の教養を高め、文化の向上に資するため、本学に公開講座を開設することができる。

2 公開講座に関する事項は別に定める。

附 則

1 この学則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

学則第12条 別表1

びわこリハビリテーション専門職大学リハビリテーション学部 理学療法学科

分野	授業科目名	時間	単位数			配当年次								備考	
			必修	選択	自由	1年		2年		3年		4年			
						前	後	前	後	前	後	前	後		
初年次 教科目	学びの基盤	15	1			1									【卒業要件】 次により、必修科目109単位、選択科目22 単位以上を修得すること。
	コミュニケーション論	15	1			1									
①基礎 科目	音楽	15		1			1								1. 基礎科目20単位以上 (1) 必修科目10単位 (2) 選択科目10単位以上  ・人間と社会系科目の内から6単位以上、 自然科学系科目と語学教育科目の内から4 単位以上を選び、合計10単位以上を修得 すること。  2. 職業専門科目87単位以上  (1) 必修科目83単位 (2) 選択科目4単位  3. 展開科目20単位以上  (1) 必修科目12単位 (2) 選択科目8単位以上  4. 総合科目4単位 (1) 必修科目4単位
	キャリア発達論	15	1					1							
	教育学	15	1			1									
	倫理学入門	15	1			1									
	哲学入門	15		1		1									
	心理学	15	1				1								
	経営学入門	15		1				1							
	社会学	15		1		1									
	日本の伝統文化	15		1		1									
	日本の近代史	15		1		1									
体育	15		1			1									
自然科学 系科目	生物学	15	1			1									
	物理学Ⅰ	15	1			1									
	物理学Ⅱ	15		1			1								
	統計学	15	1					1							
	数学	15		1		1									
語学 教育科目	英語Ⅰ	15	1			1									
	英語Ⅱ	15		1			1								
	韓国語	15		1				1							
	中国語	15		1					1						
理学療法 理論科目群	解剖学Ⅰ	60	2			2									
	解剖学Ⅱ	60	2				2								
	解剖学Ⅲ	30	1				1								
	生理学Ⅰ	60	2			2									
	生理学Ⅱ	60	2				2								
	運動学Ⅰ	30	1				1								
	運動学Ⅱ	30	1					1							
	運動学実習	30	1						1						
	運動生理学実習	30	1							1					
	人間発達学	15	1				1								
	救急援助論	15	1						1						
	内科学Ⅰ	30	1					1							
	内科学Ⅱ	30	1						1						
	神経内科学Ⅰ	30	1					1							
	神経内科学Ⅱ	30	1						1						
	整形外科Ⅰ	30	1					1							
	整形外科Ⅱ	30	1						1						
	精神医学	15	1				1								
	小児科学	30	1					1							
	老年医学	30	1					1							
	薬理学概論	15	1				1								
	予防医学	15	1						1						
	画像診断学	15	1					1							
	栄養学	15	1						1						
	社会福祉学	15	1							1					
	地域包括ケア論	30	1								1				
リハビリテーション概論	30	1				1									
②職業 実践科目群	基礎理学療法Ⅰ	15	1			1									
	基礎理学療法Ⅱ	15	1			1									
	基礎理学療法実習Ⅰ	30	1				1								
	基礎理学療法研究法	15	1						1						
	基礎理学療法実習	30	1				1								
	臨床技能論実習	30	1							1					
	理学療法管理学	15	1										1		
	保健医療福祉関連制度論	15	1											1	
	理学療法評価学	30	1				1								
	理学療法評価学実習	60	2					2							
	理学療法評価学演習	30	1							1					
	画像評価学	15	1						1						
	運動療法学	30	1					1							
	運動療法学実習	30	1						1						
	徒手理学療法学	15	1							1					
	徒手理学療法実習	30	1								1				
	物理療法学	15	1					1							
	日常生活活動学	30	1					1							



びわこリハビリテーション専門職大学リハビリテーション学部 作業療法学科

分野	授業科目名	時間	単位数			配当年次								備考		
			必修	選択	自由	1年		2年		3年		4年				
						前	後	前	後	前	後	前	後			
①基礎科目	初年次教育科目	学びの基盤	15	1			1								卒業要件 次により、必修科目118単位、選択科目12単位以上を修得すること。  基礎科目 (20単位以上)  必修科目 11単位 選択科目 9単位以上  ・人間と社会系科目の内から5単位以上を選択し、自然科学系科目と語学教育科目の内から4単位以上を選び、合計9単位以上を修得すること。  職業専門科目 (86単位) 必修科目 86単位  展開科目 (20単位以上)  必修科目 17単位 選択科目 3単位  総合科目 (4単位) 必修科目 4単位	
	初年次教育科目	コミュニケーション論	15	1			1									
	人間と社会系科目	音楽	15		1			1								
		キャリア発達論	15	1						1						
		教育学	15	1				1								
		倫理学入門	15	1				1								
		哲学入門	15		1			1								
		心理学	15	1				1								
		経営学入門	15		1					1						
		社会学	15	1				1								
		日本の伝統文化	15		1			1								
		日本の近代史	15		1			1								
	体育	15		1			1									
	自然科学系科目	生物学	15	1				1								
		物理学Ⅰ	15	1				1								
		物理学Ⅱ	15		1				1							
		統計学	15	1						1						
		数学	15		1				1							
	語学教育科目	英語Ⅰ	15	1				1								
		英語Ⅱ	15		1				1							
韓国語		15		1					1							
中国語		15		1						1						
②職業専門科目	職業実践科目群	解剖学Ⅰ	60	2			2									
		解剖学Ⅱ	60	2				2								
		解剖学Ⅲ	30	1				1								
		生理学Ⅰ	60	2				2								
		生理学Ⅱ	60	2				2								
		運動学Ⅰ	30	1				1								
		運動学Ⅱ	30	1				1								
		運動学実習	30	1					1							
		人間発達学	30	1				1								
		救急援助論	15	1				1								
		内科学Ⅰ	30	1					1							
		内科学Ⅱ	30	1						1						
		神経内科学Ⅰ	30	1						1						
		神経内科学Ⅱ	30	1							1					
		整形外科Ⅰ	30	1						1						
		整形外科Ⅱ	30	1							1					
		精神医学	30	1							1					
		小児科学	30	1						1						
		老年医学	30	1						1						
		薬理学概論	15	1					1							
		予防医学	15	1								1				
		画像診断学	15	1						1						
		栄養学	15	1						1						
		社会福祉学	15	1							1					
		地域包括ケア論	30	1							1					
リハビリテーション概論	30	1				1										
作業療法学総論	30	1				1										
基礎作業学	15	1				1										
基礎作業学実習Ⅱ	30	1					1									
基礎作業学実習Ⅰ	30	1				1										
作業療法研究法	15	1								1						
作業療法管理・制度論	15	1					1									
作業療法と倫理	15	1					1									
作業療法評価学総論	30	1					1									
身体障害作業療法評価学実習Ⅰ	30	1						1								
身体障害作業療法評価学実習Ⅱ	30	1						1								
精神障害作業療法評価学実習	30	1						1								
発達障害作業療法評価学実習	30	1						1								
身体障害作業療法基礎技術論	30	1							1							
運動器疾患作業療法学実習	30	1							1							
中枢神経疾患作業療法学実習	30	1							1							
高次脳機能障害作業療法学実習	30	1								1						
精神障害作業療法学	30	1							1							
精神障害作業療法学実習	30	1								1						
発達障害作業療法実習Ⅰ	30	1								1						
発達障害作業療法実習Ⅱ	30	1								1						

	老年期障害作業療法学	30	1					1											
	老年期障害作業療法学実習	30	1						1										
	日常生活活動論実習	30	1					1											
	社会生活行為論実習	30	1					1											
	作業分析活用論	30	1						1										
	作業分析活用論実習	30	1						1										
	家族援助論	15	1						1										
	住環境支援論	30	1							1									
	作業療法義肢装具実習	30	1						1										
	生活行為向上マネジメント論実習	30	1							1									
	地域生活作業療法総論	30	1					1											
	地域生活作業療法学実習Ⅰ	30	1						1										
	地域生活作業療法実習Ⅱ	30	1						1										
	地域生活作業療法実習Ⅲ	30	1							1									
	作業療法見学実習Ⅰ	45	1			1													
	作業療法見学実習Ⅱ	45	1				1												
	作業療法評価実習	225	5							5									
	作業療法臨床総合実習Ⅰ	315	7								7								
	作業療法臨床総合実習Ⅱ	315	7									7							
	地域作業療法実習	45	1									1							
③ 展開科目	マーケティング論	15	1						1										
	施設起業運営論	15	1							1									
	ボランティア論	15	1		1														
	子育て支援論	15	1			1													
	災害支援論	15	1			1													
	教育支援論	15	1				1												
	メンタルヘルスマネジメント論	15	1				1												
	障がい者スポーツ論	15	1									1							
	障がい者スポーツ論実習	30	1										1						
	地域社会共生論	30	2		2														
	地域社会共生論実習	45	1			1													
	精神障がい者就労環境論	30	2									2							
	身体障がい者就労環境論	30	2									2							
	就労環境論実習	30	1										1						
	老年期地域生活適応論	30		2								2							
	老年期地域生活適応論実習	45		1									1						
	成人期地域生活適応論	30		2								2							
	成人期地域生活適応論実習	45		1									1						
児童期地域生活適応論	30		2								2								
児童期地域生活適応論実習	45		1									1							
総合科目	協働連携論総合実習	60	2															2	
	作業療法総合実習Ⅰ	30	1															1	
	作業療法総合実習Ⅱ	30	1															1	

学則第 35 条 別表 2

びわこリハビリテーション専門職大学 リハビリテーション学部

1. 入学検定料

(単位：円)

	入学検定料
理学療法学科	30,000
作業療法学科	30,000

2. 入学金、授業料等

年額 (単位：円)

	入学金	授業料	実験実習費	施設設備費
理学療法学科	400,000	900,000 (各期 1/2)	100,000	200,000
作業療法学科	400,000	900,000 (各期 1/2)	100,000	200,000

3. 納入期日

	前期	後期
理学療法学科	8月25日	3月31日
作業療法学科		

※新入学生の入学時における学費は、別に定める期日までに納入しなければならない。

# びわこリハビリテーション専門職大学教授会規程

## (目的)

第1条 この規程は、びわこリハビリテーション専門職大学学則第39条第4項の規定に基づき、びわこリハビリテーション専門職大学教授会（以下「教授会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

## (構成)

第2条 教授会は、教授及び准教授（以下、「構成員」という。）をもって組織する。

2 教授会は、学部長が議長となる。

3 学部長に事故あるときは、学部長が予め指名した者がこれに代わるものとする。

## (開催)

第3条 教授会は、原則として毎月（8月を除く。）1回定例に開催する。ただし、緊急に開催する場合は、この限りでない。

2 学部長は、構成員の4分の1以上から開催要求があったときは、教授会を招集しなければならない。

## (開催通知)

第4条 教授会を招集するに当たっては、予め審議事項等を記載した書面をもって学部長がこれを招集する。

## (定足数)

第5条 教授会は、教授（休職中及び外国出張中の者を除く。）の3分2以上の出席がなければこれを開くことができない。ただし、別段の定めがあるときはこの限りでない。

## (審議事項)

第6条 教授会は、次の事項を審議し、学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

一 学生の入学、卒業及び除籍

二 学位の授与

三 教育課程、試験及び単位認定

四 教員の資格審査

五 学生の賞罰

六 前各号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聞くことが必要なものとして学長が定めるもの

2 教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び学部長（以下この項において「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

3 第1項第4号の事項の審議は、教授をもって行う。

(議事及び議決)

第7条 教授会の議事は、出席者の過半数をもって議決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第8条 議長が必要と認めるときは、構成員以外の者を出席させて説明又は意見を聴くことができる。

(議事録の作成)

第9条 教授会の議事については、議事録を作成し、次回の教授会（やむを得ない事情があるときは、その次の教授会）において確認するものとする。

(庶務)

第10条 教授会に関する庶務は、事務部総務課において処理する。

(規程の改廃)

第11条 この規程の改廃については、学長が発議し、理事会の議を経て行う。

(雑則)

第12条 この規程に定めるもののほか、教授会に関し必要な事項は、教授会の議を経て、学長が別に定める。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。